

甲佐町避難行動要支援者管理システム再構築業務仕様書

1 業務名

甲佐町避難行動要支援者管理システム再構築業務（以下「本業務」という。）

2 目的

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の情報把握と、平時の見守り活動や災害時における迅速な避難支援や、安否確認等、また職員の事務作業の効率化を目的として避難行動要支援者管理システムを導入している。

また、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改訂され、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成が市町村長の努力義務とされた。現行システムより機能を拡張し、避難の実行性の支援を高めるため、避難行動要支援者管理システムを再構築する。

3 納期

システム構築期限 令和8年3月31日（火）

機能要件確認期間 システム構築期限までに行うこと。

本稼働 令和8年4月1日（水）

4 導入システム基本要件及び要求仕様

(1) 導入システム基本要件

- ① 安定的な稼働を行うため、導入実績のある安定性、信頼性を備えたソフトウェアであること。
- ② 操作において、専門的な知識を持たない職員にとっても扱いやすいよう、画面構成や操作手順の統一性に優れ、検索機能の充実したシステムであること。

(2) 導入システム機能要件

- ① 別紙2「システム機能要件一覧表」を参照すること。
- ② 本事業では、支援の対象となる方の所在を特定する必要があること、また、民生委員や地域支援者が地域活動において詳細な地図情報を活用することになるため、本システムと連携する地理情報システムは、ゼンリン社の電子住宅地図「ZMap-Town II」を採用すること。

(3) データ移行

- ① 既存の避難行動要支援者管理システムで管理しているデータを、可能な限り移行すること。
- ② 民生委員や自治会等の基本マスタ情報を移行すること。
- ③ データの取り扱いには十分注意し、効率的かつ確実に移行を行うこと。なお本業務に係るデータ（紙、電子記録媒体を問わない）の廃止は一切認めない。

〈参考〉令和7年12月31日現在人口 9,743人 うち65歳以上人口 3,981人
避難行動要支援者登録者数 233人

(4) データ連携

- ① 定期的に、本町の住民基本情報システムから抽出したCSVデータによる住民番号名番号、氏名、性別、生年月日、住所等を取り込み、本システム内の名簿情報を更新することができる。

- ② 定期的に、本町の介護認定情報、障がい者情報等の福祉関連事業システムから抽出したCSVデータを取り込み、本システム内の情報更新ができる仕組みを有すること。
- ③ 取り込むデータを、対象者の情報更新として利用するだけでなく、本町の避難行動要支援者要件に該当する方々を、自動的に名簿登録者として抽出できる仕組みを有すること。
- ④ 本町で令和8年度に予定している、住基等基幹システムの標準化に伴って本業務後、本町住基等ベンダーの連携仕様に基づき、データ連携の再構築に対応ができること。

5 安全対策

- ① 職員の認証はユーザーID及びパスワードの組み合わせ、もしくは同等以上の仕組みによって実施すること。
- ② 職員権限の設定により、権限を付与された職員が与えられた範囲のみ操作できるように、不正なアクセス等からデータ保護を図ること。
- ③ 安易に第三者が情報の閲覧や印刷などができるないようなセキュリティの確保をすること。また、通常業務においても過去のデータ入力やデータ閲覧などの操作履歴（ログ）が確認できる仕組みを有すること。
- ④ パスワードを定期的に変更できる仕組みをつくること。
- ⑤ ウイルス対策ソフトを準備すること。なお、インターネット接続がない環境でも定義ファイルの更新ができる製品であることとする。

6 障害対策

システムに異常が発生した時、システムの完全停止を極力防ぐような対策を講じること。また、障害発生時にはデータを修復できるよう対策を講じること。

7 運用保守

(1) 保守体制

- ① システムの運用やトラブル発生時の対応について、本業務受託者は、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ハードウェア、ミドルウェア等を含めたトータルでの保守を行うこと。
- ② 導入するパッケージシステム、ハードウェア、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、本業務受託者と6か月以上の直接雇用関係にあり、システム、本事業の制度、ハードウェア等に精通した者であること。

(2) 保守内容

- ① システムが円滑に運用できるよう、本町職員に対して基礎教育及び操作研修を行うこと。また、職員の異動等により再度操作研修等が必要となった際には、別途締結する保守内容の範囲内で実施すること。
- ② システム運用時及び契約終了時に、発注者より求められた際には、システム内のデータベースから、その一部または全部をCSV形式等の汎用的なデータで抽出を行い、本業務担当課へ提供すること。また、それらに係る費用は発生しないものとする。
- ③ 住民基本台帳やその他の連携データを取り込む際は、立ち合いを行う等、本町職員の支援を行うこと。
- ④ システムの操作説明やデータ整備方法、改善策の提案などを保守要員が説明し、テクニカルサポートを実施すること。
- ⑤ システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。

8 導入物品

導入物品は以下のとおりとする。

(1) ソフトウェア

- ① 避難行動要支援者管理システム
数量：1式（システム利用端末1台）
- ② ゼンリン電子住宅地図 Zmap-TOWN II 甲佐町版
数量：1ライセンス
- ③ ウイルス対策ソフト
数量：1式（ノートパソコン1台分）
- ④ システム導入時から5年間で必要とするミドルウェア及び1ライセンス。

(2) ハードウェア

- ① ノートパソコン 1台
 - ・O S : Windows 11 Pro
 - ・CPU : インテルcore i5 120U以上
 - ・メモリ : 16GB以上
 - ・SSD : 512GB以上
 - ・モニター : 15型以上
 - ・保証 : 5年間（定期支援部品含まない）
- ② カラーレーザープリンタ 1台
 - ・片面連続出力速度 : カラー36枚/分 モノクロ36枚/分以上
 - ・給紙トレイ : 用紙厚64～220g/m²程度
 - ・サイズ : 幅105～297mm程度 長さ148～431.8mm程度
 - ・増設トレイ : 500枚以上
 - ・保証 : 5年間（定期支援部品含まない）
- ③ バックアップ機器（数量：1台）
 - ・形状 : 外付ハードディスク
 - ・接続端子 : USB 3.2 Gen2
 - ・容量 : 1TB以上
 - ・保証 : 5年間メーカー保証
- ④ その他、必要と思われる機器一式
- ⑤ 想定品
 - ・ノートパソコン 富士通 LIFEBOOK A5513
 - ・カラーレーザープリンタ RICOH P C6010
 - ・バックアップ機器 I・O DATE HDJA-UTN1B

9 納品

(1) 納品物

業務完了後、本業務稼働開始までに下記の書類等を提出すること。「電子媒体」と書かれたものは、文書データをCD-Rなど電子媒体1枚にまとめて保存の上、納品すること。

- ① 業務完了報告書
- ② 操作マニュアル（紙及び電子媒体）

(2) 納品場所

甲佐町役場庁舎内福祉課

10 納品物検査

- ① 本業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、本町が要求する機能及び性能を実装していることを確認するため、本業務で調達するシステム及び機器等について、本町職員立ち合いのもと、本稼働前に納品物検査を実施する。
- ② システム選定後、本町職員に対して、本仕様書及び別紙2「システム機能要件一覧表」に記載された必須機能及び性能が実装されていることを説明し、証明すること。その際、実装

がないと指摘されたものについては、物品物検査までに実装を済ませること。

- ③ 本町契約規則を含む法令等に違反した場合や、物品者検査時に、本仕様書及び（別紙2）「システム機能要件一覧表」で求める必須機能や性能が実装されていない場合等事実が判明した場合、選定相手としての資格を喪失するものとする。また、被選定者はその賠償責任を負うこととする。

11 その他注意事項

(1) 資料等の取り扱い

町から提供された本業務に関する資料等については、その取り扱いに十分留意すること。なお、個人情報が含まれるデータについては、紙媒体、電子記録媒体を問わず府外への持出しを禁止し、現地での取り扱いに限定する。

(2) 作業時間

打合せ協議など、本町職員の立ち合いを必要とする作業は、原則として法令で定める休日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の間で実施すること。ただし、本町職員が認める場合に限り、例外的な対応を認めることがある。

(3) 著作権

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、本町に帰属するものとする。

(4) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰す場合を除き、被選定者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本町は係る紛争等の事実を知ったときは、被選定者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を被選定者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。

(5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、被選定者は業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(6) 疑義に関する協議

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、本町担当者と協議することとする。